

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年4月6日（平成29年（行情）諮問第132号）

答申日：平成30年4月11日（平成30年度（行情）答申第3号）

事件名：行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」に含まれる文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の13文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年2月3日付け情報公開第00290号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、理由番号3による不開示の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立人は2013年10月2日付けで、処分庁に対し、法に基づき行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」（中国課，作成（取得）時期1996年5月28日）に含まれる全ての文書の開示を請求した。

(2) 処分庁は2013年10月4日付け「開示請求の受付について」（情報公開第02141号）において、「開示決定等の期限」を2013年11月3日としておきながら、2013年10月31日付け「開示請求に係る決定期限の特例の適用について（通知）」（情報公開第02381号）で法11条に基づき、行政文書の開示請求に係る決定の期限の特例を適用し、2013年12月3日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、2014年2月3日までに開示決定等を行う予定であると異議申立人に通知した。その後、原処分を行った。

(3) 本件異議申立てで争う処分の理由として、以下の記載があった。

理由番号3 国の主張方針に関する検討又は協議に関する情報及びそれに使用した資料であるとともに、争訟に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ

るおそれ、並びに争訟に係わる事務に関する国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるため、不開示としました。

(4) 以下のことから本件処分は無効である。

本件行政文書ファイルのうち、本件処分に係わる部分は、慰安婦問題の訴訟をめぐって法務省とやりとりした文書が多数含まれているのが特徴である。そして、主に外務省内で完結する文書を収録した他の行政文書ファイルとの決定的な違いは、広範囲かつ包括的な不開示が際だって多いことである。特定の行政機関が関係する文書の不開示のあり方が他と比べて著しく異なるのは、法5条該当性の判断が適切に行われなかった疑いがあることを示している。

(5) 以上のとおり、本件処分は情報公開法に違反しているか、違反している疑いがある。よってその取り消しを求めるため、異議申立てを行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

外務省は、異議申立人が平成25年10月2日付けで行った開示請求「行政文書ファイル『いわゆる従軍慰安婦問題』（中国課，作成（取得）時期1996年5月28日）に含まれる全ての文書」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として6文書を特定の上、その全てを部分開示とする決定を行った（平成25年12月3日付け情報公開第02695号）。

続いて外務省は、最終の決定として26文書を特定し、その全てを部分開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分における理由番号3による不開示の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

(2) 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、別紙に掲げる13文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書7（1枚目の不開示部分を除く部分）、文書9、文書10、文書12、文書15（2枚目ないし7枚目）、文書16、文書17、文書18、文書20（3枚目ないし10枚目）、文書23（1枚目の不開示部分を除く部分）、文書24（2枚目ないし10枚目）、文書27（1枚目、2枚目1行目、11枚目及び32枚目の各不開示部分を除く部分）及び文書30（1枚目、2枚目1行目及び8枚目ないし13枚目の各不開示部分を除く部分）の不開示部分には、中国人慰安婦訴訟に関する国側準備書面案及び同案に対する外務省意見等に係る情報が記載されている。

これらは、国の主張方針に関する検討又は協議に関する情報及びそ

れに使用した資料であるとともに、争訟に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ及び争訟に係る事務に関する国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるため、法5条5号及び6号に該当し、不開示とした。

イ なお、以下の不開示部分については、原告氏名を法5条1号に該当するとして理由1により不開示としているが、当該原告氏名については公表慣行があることが判明したため、開示することとする。

文書15の8枚目6行目左側の不開示部分、文書20の1枚目原告氏名及び11枚目原告氏名、文書23の1枚目、文書24の1枚目、11枚目原告氏名、23枚目原告氏名及び36枚目7行目左側の不開示部分、文書27の1枚目、2枚目1行目、11枚目原告氏名及び32枚目7行目左側の不開示部分、文書30の1枚目、2枚目1行目、8枚目原告氏名、10枚目原告氏名、13枚目7行目左側の不開示部分。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分について、「本件行政文書ファイルのうち、本件処分に係わる部分は、慰安婦問題の訴訟をめぐって法務省とやりとりした文書が多数含まれているのが特徴である。そして、主に外務省内で完結する文書を収録した他の行政文書ファイルとの決定的な違いは、広範囲かつ包括的な不開示が際だって多いことである。特定の行政機関が関係する文書の不開示のあり方が他と比べて著しく異なるのは、法5条該当性の判断が適切に行われなかった疑いがあることを示している。」等主張する。

しかしながら、不開示部分の特定に当たっては、本件対象文書が国が当事者となる争訟の事務に関する文書であって、公にすることにより将来の類似の訴訟において国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることに留意しつつ、上記(3)のとおり各文書について厳正に審査を行った上で法5条各号に該当する部分のみを不開示としたのであり、異議申立人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

文書23の22枚目及び文書27の12枚目ないし29枚目の不開示部分については、法5条5号及び6号に該当するとして不開示としたが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、また、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれが

あるため、不開示事由を法5条1号に修正する。なお、文書23の22枚目の7行目左側の不開示部分については、公表慣行があることが判明したため、開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| ① | 平成29年4月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月27日 | 審議 |
| ④ | 平成30年2月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年3月7日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年4月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」（中国課，作成（取得）時期1996年5月28日）に含まれる全ての文書のうち、別紙の13文書である。

異議申立人は原処分理由番号3に該当する不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の当該部分のうち、上記第3の2に掲げる部分を除く部分を法5条5号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

文書7（1枚目の不開示部分を除く部分）、文書9、文書10、文書12、文書15（2枚目ないし7枚目）、文書16、文書17、文書18、文書20（3枚目ないし10枚目）、文書23（22枚目の不開示部分を除く部分）、文書24（2枚目ないし10枚目）、文書27（11枚目ないし29枚目及び32枚目の各不開示部分を除く部分）及び文書30（8枚目及び10枚目ないし13枚目の各不開示部分を除く部分）の不開示部分には、中国人慰安婦損害賠償請求事件等の訴訟における国側の対応方針、作成中の準備書面を含む訴訟準備のための検討内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、訴訟における国側の対応方針、訴訟準備のための検討内容等が推察され、今後の同種の争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号口に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

- (1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、文書23の22枚目及び文書27の12枚目ないし29枚目の不開示部分には、原処分
の理由番号3に該当しない不開示情報が記載されており、原処分にお
ける当該部分の不開示事由は誤りであると認められる。原処分におい
ては、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、諮問
庁は当該誤りを補充理由説明書で修正しているものの、今後、開示
決定等に当たっては、同様の事態が生じないように、処分庁におい
て、正確かつ慎重な対応が望まれる。
- (2) 本件は、異議申立てから諮問までに約3年1か月が経過しており、
「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理
由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。
諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件におけ
る処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号及び6号
に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示す
べきとし、諮問庁が同条5号及び6号に該当するとしてなお不開示と
すべきとしている部分は、同号口に該当すると認められるので、同
条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると
判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 7 中国人慰安婦訴訟準備書面
- 文書 9 中国人慰安婦損害賠償等請求事件に係る国側準備書面（六）案に対する当省コメント
- 文書 10 特定地裁特定事件番号（中国人慰安婦損害賠償等請求事件）に係る国側準備書面（六）案に対する当省コメント
- 文書 12 中国人慰安婦損害賠償等請求事件（国側書証認否書（案）に対する当省コメント）
- 文書 15 中国人慰安婦損害賠償等請求事件に係る国側準備書面（五）案に対する当省コメント
- 文書 16 中国人慰安婦損害賠償等請求事件（法務省準備書面（四）案に対する当省コメント）
- 文書 17 中国人慰安婦損害賠償等請求事件（法務省準備書面（三）案に対する当省コメント）
- 文書 18 中国人従軍慰安婦訴訟（被告準備書面（一）案へのコメント）
- 文書 20 中国人慰安婦損害賠償等請求事件（証人申請に対する国側意見書（案）に対する当省コメント）
- 文書 23 中国人慰安婦損害賠償等請求事件（特定個人ほか3名）（被告（国）側準備書面（七）案に対する当省コメント）
- 文書 24 中国人慰安婦損害賠償等請求事件（特定個人ほか3名）（被告（国）側準備書面（八）案に対する当省コメント）
- 文書 27 中国人慰安婦損害賠償等請求事件（特定個人ほか3名）（被告（国）側準備書面（九）案に対する当省コメント）
- 文書 30 中国人慰安婦損害賠償等請求事件（特定個人ほか3名）被告（国）側意見書案に対する当省コメント